

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>

。 8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「利子割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

11 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

9 同左

10 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条 _____ において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 地方法人特別税の「④のうち見込納付額⑤」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑥」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額③」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額④」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 還付請求の「利子割額⑦」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

23 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号

法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 地方法人特別税の「③のうち見込納付額④」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑥」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額③」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20 還付請求の「中間納付額④」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 還付請求の「利子割額⑦」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 同左

<p>イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。</p> <p>24 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p> <p>25 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p>	<p>23 同左</p> <p>24 同左</p>
--	---------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）</p>

の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)付表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額

_____を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額

_____）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額

_____、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2

の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)付表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）

_____）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2

<p>の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>8 「当期に発生した<u>控除対象個別帰属税額⑧</u>」の欄は、零を超える場合に記載すること。</p>	<p>の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>8 「当期に発生した<u>控除対象個別帰属税額⑨</u>」の欄は、零を超える場合に記載すること。</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6号様式別表1の2記載要領</u></p> <p>1 <u>この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</u></p> <p>2 <u>※印の欄は記載しないこと。</u></p> <p>3 <u>「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</u></p> <p>4 <u>「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6号様式別表2記載要領</u></p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下</p>	<p><u>第6号様式別表2記載要領</u></p> <p>1 同左</p>

この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日(2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の10第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては100分の23.4(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。)を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の10第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあ

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日(2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の10第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては100分の23.9(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5 _____ とする。)を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の10第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあ

っては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

っては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 同左

改正後	改正前
<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた<u>内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）</u>、<u>外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）</u>、<u>外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）</u>及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除</p>	<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた<u>控除対象還付法人税額</u>（法第53条第12項 _____ に規定する <u>控除対象還付法人税額</u> _____ をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該 _____ 事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除</p>

対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)の前9年内事業年度(同項に規定する前9年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付法人税額(同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度(同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属還付税額(同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 同左

3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)の前9年内事業年度(同項に規定する前9年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付法人税額(同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額 _____
_____又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度(同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属還付税額(同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、<u>法第72条の23第2項</u> _____の規定の適用を受ける医療法人</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、<u>法第72条の23第1項ただし書</u>の規定の適用を受ける医療法人</p>

若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 同左

3 同左

4 同左

5 同左

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数^㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数^㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

7 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあつては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

6 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するた</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

めの番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10⑨)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (2) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
- (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の

- 3 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10⑨)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11⑫)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11⑫)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の㉔から㉕までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄

<p><u>適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。</u></p> <p><u>(7) 第6号様式別表5の㉔から㉗までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。</u></p> <p>4 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。</p>	<p><u>の合計額を減算した金額を記載すること。</u></p> <p>4 同左</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>3 <u>外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、</u> <u>「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合</u></p>	<p>第6号様式別表5の2の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

4 外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付すること。

3 同左

改 正 後

改 正 前

第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第5条第14項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事

第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで_____又は政令第20条の2の23の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 同左

業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

(1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合

(2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合

(3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合

4 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有

する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

(1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合

(2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合

(3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合

5 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数^㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数^㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開

<p><u>始した場合</u></p> <p>(2) <u>非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合</u></p> <p>(3) <u>その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合</u></p> <p>6 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。</p> <p>7 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p> <p>8 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p>	<p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p>
---	-------------------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の21各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額_____を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。</p> <p>3 出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図</p>	<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の19各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第5号までに掲げる金額の合計額から同条第6号に掲げる金額を控除した金額を記載すること。この場合において、当該各号（第5号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。</p> <p>3 同左</p>

)を添付すること。

改 正 後

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の46第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。
- 3 「基準雇用者給与等支給額⑩」の欄は、次に掲げる場合に_____は、
同欄中「⑨×⑩」とあるのは $\textcircled{9} \times \textcircled{10} \times \frac{70}{100}$ として計算した金額を記載すること。
 - (1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の46第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の46第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

改 正 前

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 同左
- 2 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第3号又は第39条の46第8項第3号
_____に掲げる場合に該当する場合 _____
_____には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。
- 3 「基準雇用者給与等支給額⑩」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合は、
同欄中「⑨×⑩」とあるのは $\textcircled{9} \times \textcircled{10} \times \frac{70}{100}$ として計算した金額を記載すること。
 - (1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハ又は

_____第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合 _____
 - (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第1号イ若しくはロ又は第39条の46第8項第1号イ若しくはロに掲げる場合

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、租税特別措置法施行令第39条の46第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額㉑」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数㉒」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉒」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。

5 「㉑のうち所得等課税事業に係る額㉑」の欄は、「雇用者給与等支給額㉑」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に

(3) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第4号又は第39条の46第8項第4号に掲げる場合

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額㉑」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数㉒」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉒」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。

5 同左

有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- (3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合

改正後

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 「新税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、それぞれ当該事業年度における所得割、付

改正前

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は附則第9条第2項から第5項まで
_____の規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式に併せて提出すること。
- 2 同左

加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

3 「旧税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

3 同左

改 正 後

改 正 前

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項 _____
_____ 若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号 _____）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法

人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項 _____ 若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「別表5㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「55、60、65又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「60、65又は100」を抹消し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「65又は100」を抹消し、平成28年4月1日以前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、60、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60、65又は」を抹消すること。

(1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社

(2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人

人又は欠損金額 _____ について法第72条の23第1項の _____ 規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項、平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 同左

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「別表5㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 「所得金額控除限度額②」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この(1)において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「65、80又は100」を抹消し、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては、「50、」及び「80又は100」を抹消し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては、「50、65、80又は」を抹消すること。

(イ) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社

(ロ) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人

(ハ) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この(1)において同じ。）

<p>(3) <u>租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。)</u></p> <p>(4) <u>租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</u></p> <p>5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等②」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。</p>	<p>㊦ <u>租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる法人以外の法人の平成27年4月1日前に開始した事業年度（平成27年所得税法等改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月所得税法等改正法附則第14条第2項に規定する各事業年度を除く。）にあつては、「50、65、」及び「又は100」を抹消し、その他の事業年度で同日前に開始した事業年度にあつては、「50、65、80又は」を抹消すること。</u></p> <p>(イ) <u>平成27年旧法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人を除く。）</u></p> <p>(ロ) <u>(1)(イ)から(ニ)までに掲げる法人</u></p> <p>5 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>6 同左</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付</p>	<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 同左</p>

し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人
- 2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
- 3 「調整前の控除未済欠損金額等㉞」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等㉟」の欄の金額

(1) 同左

(2) 法第72条の18 _____ の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

2 同左

(1) 同左

(2) 法第72条の18 _____ の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

3 同左

を記載すること。	
4 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。	4 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) <u>法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</u></p> <p>2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人</p> <p>(3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人</p>	<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 法第72条の18 _____ の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>3 <u>「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。</u></p> <p>(1) <u>平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「又は」（第6号</u></p>

様式⑦又は別表5②) -⑦- ((第6号様式⑦又は別表5②) -④) ×0.2))」を抹消すること。

(2) 平成27年4月1日前に開始した事業年度で、平成25年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。)第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、「計④」の金額が第6号様式⑦又は別表5②の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は((第6号様式⑦又は別表5②) -⑦- ((第6号様式⑦又は別表5②) -④) ×0.2))」を抹消し、これらのいずれにも該当しないときは「((第6号様式⑦又は別表5②) -⑦) 又は」を抹消すること。

イ 平成27年旧法人税法第57条第11項各号に掲げる法人(特定目的会社、投資法人及び受託法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。)を除く。)

ロ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人

ニ 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(3) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による

<p>3 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。</p> <p>4 ⑬から⑰までの各欄は、法人が</p> <p>法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。</p> <p>5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>	<p>改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあつては、「又は（（第6号様式①又は別表5②）－⑦－（（第6号様式①又は別表5②）－④）×0.2）」を抹消すること。</p> <p>④ 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、「又は（（第6号様式①又は別表5②）－⑦－（（第6号様式①又は別表5②）－④）×0.2）」を抹消すること。</p> <p>4 同左</p> <p>5 ⑬から⑰までの各欄は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。</p> <p>6 同左</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。</p> <p>2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。</p> <p>3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余</p>	<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。))の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)」として記載すること。

4 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計

4 同左

5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計

<p>算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p> <p>6 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</p>	<p>算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p> <p>6 同左</p>
--	---

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。</p> <p>6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又</p>	<p>第7号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>

<p>はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。</p> <p>9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p>	<p>8 同左</p> <p>9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。</p> <p>(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合</p>	<p>第7号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(イ) 同左</p>

第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(Ⅱ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額_____と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(Ⅳ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額_____と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する

(Ⅱ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(Ⅳ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)_____）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 同左

(イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する

適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(II) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合
第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(II) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、か

適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第20項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(II) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第27項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 同左

(1) 同左

(イ) 同左

(II) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、か

つ、同欄の金額 _____ と同表の「
地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2
様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(1) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、
第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額 _____
_____ と同表の「地方法人税の控除限度額②」
の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定
により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別
表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明
細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）
付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に
規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあって
は、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金
額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定
により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別
表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明
細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）
付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第
1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあって
は、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金
額を記載すること。

(4) 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

つ、同欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「
地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2
様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(1) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、
第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外
書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」
の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文の規定
により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別
表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)
_____）に法第51条第1項に
規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあって
は、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金
額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文の規定
により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別
表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)
_____）に法第314条の4第
1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあって
は、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金
額を記載すること。

(4) 同左

- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。
- (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- (6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改正後

改正前

第7号の2様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記

第7号の2様式別表1記載要領

- 1 同左
- 2 同左

すること。

- 3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当

- 3 同左

4 「法人税の控除限度額①」の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 同左

- (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当

該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること

該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 同左

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること

改正後

第7号の2様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の

改正前

第7号の2様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 同左
- 3 同左

<p>数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。)を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。</p> <p>この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>	<p>4 同左</p>
---	-------------

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第8項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p>

- (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に

- (2) 同左
- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 5 同左
- 6 同左
- (1) 同左

<p>係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p>
---	---------------------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同</p>	<p>第7号の2様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 同左

6 同左

改正後

改正前

第7号の2様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定

第7号の2様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。
- 2 同左
- 3 同左
 - (1) 同左
 - (イ) 同左
 - (ロ) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の4に規定

する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

(3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該分割法人等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号

する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

(3) 同左

4 同左

(1) 同左

(イ) 同左

(ロ) 同左

の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

- (2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3) _____」の欄の金額を記載すること。

- (3) 同左

改 正 後

改 正 前

第7号の2様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出

第7号の2様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。
- 2 同左
- 3 同左
- (1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出

資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4 （その2）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、

資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

4 同左

(1) 同左

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

_____」の欄の金額を記載すること。

改 正 後

改 正 前

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準(イ)」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数(ハ)」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③

」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の金額を「従業者の数(ハ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(ハ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①</p>	<p>第10号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①</p>

」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

4 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。

6 事業税の「分割基準（単位＝）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第3号ただし書に規定する事務所又は事業所について、同号ただし書の規定を適用する前の当該事務所又は事業所の従業者数を記載すること。

7 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき又は軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

8 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額

」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

4 同左

5 同左

6 同左

7 同左

について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。

9 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑨の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額⑩」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑤」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

8 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑩の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額⑩」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑥」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

4 同左

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

5 同左

6 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6 同左

7 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 同左

8 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法

8 同左

人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

10 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人(連結子法人に限る。)である法人が記載すること。

9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

10 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称_____」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人(連結子法人に限る。)である法人が記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額</p>	<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に

3 同左

4 同左

5 同左

6 同左

7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に

「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称 _____」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

改 正 後

第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項）において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項）において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- 2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項）において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項）において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

改 正 前

第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項 _____）において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項 _____）において準用する場合を含む。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- 2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を法第72条の28第2項 _____）において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項（これらの規定を法第72条の28第2項 _____）において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる認められる日を記載すること。

5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第

3 同左

4 同左

5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項及び第72条の28第2項）において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項）において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称_____」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28

2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。)が記載すること。

第2項 _____において準用する場合を含む。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。)が記載すること。

改正後

改正前

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。
 - (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第6項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第

第13号の2様式記載要領

- 1 同左
 - (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第145条 _____において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第6項(同法第145条 _____において準用する場合を含む。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条 _____において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第

15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。

) 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内

(4) 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

「平成

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

平成

年 月 日から

となっている箇所については、1(4)の場合には、法人

年 月 日まで」

税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

「事業年

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中

連結事業

度分 確定申告書

15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(3) 同左

(4) 同左

2 同左

3 同左

4 同左

から法人税の _____ となっている箇所については、届出の内
年度分 _____ 連結確定申告書」
容によって不要文字を抹消すること。

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きと
なっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。た
だし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定
に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定
に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは
は、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下
記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の
25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2
項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（
地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課
徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延
長を申請する場合に記載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期
限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の
日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合に
あっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所
又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する
法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の
施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所
）所在地の道府県知事に提出すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定
を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要な文字を抹消するこ
と。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする

5 同左

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の
25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項 _____
_____において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（
地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課
徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延
長を申請する場合に記載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期
限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の
日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合に
あっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所
又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する
法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の
施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所
）所在地の道府県知事に提出すること。

7 同左

延長期間の月数を（ ）内に記入すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 6の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

8 同左

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称 _____」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

改正後

改正前

第14号様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連

第14号様式記載要領

1 同左

結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

「事業

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

連結

年 度 分 確 定 申 告 書

から法人税の となっている箇所については、届出

事業年度分 連結確定申告書」

の内容によって不要文字を抹消すること。

「その

(1) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 同左

3 同左

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中

その

延長の処分が取り消された

となっている箇所については、届出の内容によつて適用を受けることをやめた」

て不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中

法第

72条の25第3項

となっている箇所については、届出の内容によつて不要文字

72条の25第5項」

を抹消すること。

4 同左

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項_____において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

6 同左

<p>7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「<u>連結親法人の名称及び法人番号</u>」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。</p> <p>(1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(3) <u>5</u>の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）</p>	<p>7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「<u>連結親法人の名称</u> _____」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) <u>4</u>の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又</p>	<p>第20号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>

はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

9 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑨」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑩」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

11 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉔」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉔」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じ

8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

9 同左

10 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉔」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉔」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じ

て得た額を記載すること。

12 「⑱のうち見込納付額⑲」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

14 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

16 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

17 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

て得た額を記載すること。

11 「⑱のうち見込納付額⑲」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 同左

13 同左

14 同左

15 同左

16 同左

改正後	改正前
<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)附表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額_____を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控</p>	<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)附表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（<u>租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。</u>）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控</p>

除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額

_____)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額_____

_____、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。

除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額(同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

改正後

改正前

第20号様式別表1の2記載要領

- 1 この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除戻戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p>	<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 同左</p>

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.4（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。）を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.9（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5_____とする。）を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 同左

各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた<u>内国法人の控除対象還付法人税額</u>（法第321条の8第12項第1号に規定する<u>内国法人の控除対象還付法人税額</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）<u>、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額</u>（法第321条の8第12項第2号に規定する<u>外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）<u>、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額</u>（法第321条の8第12項第3号に規定する<u>外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記する</p>	<p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた_____ <u>控除対象還付法人税額</u>（法第321条の8第12項_____に規定する_____ <u>控除対象還付法人税額</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）<u>及び当該</u> _____ _____ _____ _____ _____事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p>

こと。

3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額

_____又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 同左

改正後	改正前
<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

3 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額_____と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額_____と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）
）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は

3 同左

(1) 同左

(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)

_____）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 同左

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）
）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は

被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改正後	改正前
第20号の4様式別表1記載要領	第20号の4様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資

- 1 同左
- 2 同左
- 3 同左

4 「法人税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 同左

- (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資

法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 同左

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

改正後

第20号の4様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書(都民税に係る場合にあつては第7号の2様式(その2)の明細書)に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細

改正前

第20号の4様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書(都民税に係る場合にあつては第7号の2様式(その2)の明細書)に添付すること。
- 2 同左

<p>書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第314条の4第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>	<p>3 同左</p> <p>4 同左</p>
---	-------------------------

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定</p>	<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左 (1) 同左</p>

する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた

(2) 同左

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 同左

<p>場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p> <p>6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>6 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p>	<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p>

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6(5の2)）の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2の2)付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超

- 2 同左
- 3 同左
- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 5 同左
- 6 同左

える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の4様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定す</p>	<p>第20号の4様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

る分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 同左

改正後

第20号の4様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人(法人税法

改正前

第20号の4様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 同左
- 3 同左

第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。

)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)附表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

改正後

改正前

第20号の5様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

- 2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。
- 3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「従業者の数」の欄に記載すべき事項については、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。
- 4 「按分後の特定寄附金の額(Ⅱ)」の欄は、「計②」の金額を「従業者の数(ⅴ)」の「合計④」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(ⅴ)」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこと</p>	<p>第22号の2様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこと</p>

とし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

5 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

6 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑤」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

とし、「差引計⑥」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。

4 同左

5 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑥」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。